

第 3 1 号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

専 決 処 分 書

東大和市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年３月３１日

東大和市長 尾 崎 保 夫

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和２６年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第５９条の２第１項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第５９条の２の２第１項中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

付則第１０条の２第２項を削り、同条第３項中「附則第１５条第１６項」を「附則第１５条第１５項」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「附則第１５条第２３項」を「附則第１５条第２２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項中「附則第１５条第２４項第１号」を「附則第１５条第２３項第１号」に改め、同項を同条第４項とし、同条第６項中「附則第１５条第２４項第２号」を「附則第１５条第２３項第２号」に改め、同項を同条第５項とし、同条第７項中「附則第１５条第２４項第３号」を「附則第１５条第２３項第３号」に改め、同項を同条第６項とし、同条第８項中「附則第１５条第２５項第１号」を「附則第１５条第２４項第１号」に改め、同項を同条第７項とし、同条第９項中「附則第１５条第２５項第２号」を「附則第１５条第２４項第２号」に改め、同項を同条第８項とし、同条第１０項中「附則第１５条第２７項第１号イ」を「附則第１５条第２６項第１号イ」に改め、同項を同条第９項とし、同条第１１項中「附則第１５条第２７項第１号ロ」を「附則第１５条第２６項第１号ロ」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第１２項中「附則第１５条第２７項第１号ハ」を「附則第１５条第２６項第１号ハ」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第１３項中「附則第１５条第２７項第１号ニ」を「附則第１５条第２６項第１号ニ」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１４項中「附則第１５条第２７項第２号イ」を「附則第１５条第２６項第２号イ」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１５項中「附則第１５条第２７項第２号ロ」を「附則第１５条第２６項第２号ロ」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第１６項中「附則第１５条第２７項第２号ハ」を「附則第１５条第２６項第２号ハ」に改め、同項を同条第１５項とし、同条第１７項中「附則第１５条第２７項第３号イ」を「附則第１５条第２６項第３号イ」に改め、同項を同条第１６項とし、同条第１８項中「附則第１５条第２７項第３号ロ」を「附則第１５条第２６項第３号ロ」に改め、同項を同条第１７項とし、同条第１９項中「附則第１５条第２７項第３号ハ」を「附則第１５条第２６項第３号ハ」に改め、同項を同条第１８項とし、同条第２０項中「附則第１５条第３０項」を「附則第１５条第２９項」に改め、同項を同条第１９項とし、同条第２１項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同項を同条第２０項とし、同条第２２項中「附則第１５条第３５項」を「附則第１５条第３４項」に改め、同項を同条第２１項とし、同条第２３項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第３９項」に改

め、同項を同条第22項とし、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第25項を同条第24項とし、同条第26項を同条第25項とする。

付則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

付則第18条の8（見出しを含む。）中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

付則第18条の9（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

付則第18条の10（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

付則第18条の11（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

付則第19条中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東大和市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。